口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であって、第40条第５項の規定に指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

４～６　［略］

様式第33

［略］

〔備考〕

１～４　［略］

５　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、12及び14から17まで並びに様式第８の備考１から４までと同様とする。

様式第34

［略］

〔備考〕

１　予納額の残高証明を必要とする者は、「２　代理人」の欄の次に「３　決算月」の欄を設けて決算月を記載する。

２　その他は、様式第１の備考１から３まで、５から８まで及び10から16まで並びに様式第８の備考１から４までと同様とする。この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第５項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であって、第40条第５項の規定に指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

４～６　［略］

様式第33

［略］

〔備考〕

１～４　［略］

５　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、12及び14から17まで並びに様式第８の備考１から４と同様とする。

様式第34

［略］

〔備考〕

１　予納した見込額の残高証明を必要とする者は、「２　代理人」の欄の次に「３　決算月」の欄を設けて決算月を記載する。

２　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、６、７、８及び10から16までまで並びに様式第８の備考１から４までと同様とする。この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

様式第35

１・２　［略］

３　納付金額　金　　円

４　納付書番号

［削る］

［削る］

［削る］

〔備考〕

１　事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとする。

２　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、９及び12から17まで並びに様式第８の備考１から３までと同様とする。

様式第36

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　その他は、様式第１の備考１から17まで及び様式第６の備考１と同様とする。この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。

様式第38

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第１項の規定による手続に係る申出を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の２第１項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。

３・４　［略］

様式第35

１・２　［略］

３　納付金額　金　　円

［新設］

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること。

〔備考〕

１　特許印紙の上にその額を括弧をして記載する。

２　その他は、様式第１の備考１から３まで、５、９及び12から17まで並びに様式第８にの備考１から３までと同様とする。

様式第36

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　その他は、様式第１の備考１から６まで及び７から17まで並びに様式第６の備考１と同様とする。この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。

様式第38

［略］

〔備考〕

１　［略］

２　「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第１項の規定による見込額からの納付の申出を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の２第１項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。

３・４　［略］

備考　表中の［　］は注記である。